

石綿健康被害救済部 申請課スタッフ（任期付職員）募集要項

1. 募集職種	任期付職員
2. 雇用形態	有期雇用職員
3. 契約期間	期間の定めあり（入職日～令和7年3月31日） 更新上限 有（年度契約、更新回数の上限3回） ※ただし、業務状況や勤務実績等により更新を行わない場合もあります。 ※正職員への内部登用実績があります。
4. 試用期間	試用期間あり（14日間） ※ただし、待遇等に変更はありません。
5. 年齢	不問
6. 勤務場所	（雇入れ直後） 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー8F （JR川崎駅西口徒歩3分）及び独立行政法人環境再生保全機構テレワーク実施細則で定める場所 （変更の範囲） なし
7. 採用人数	若干名
8. 勤務条件・待遇	<p>(1) 就業時間 9：00～17：30 ※ 上述のほか、所属長と相談のうえ、以下のシフト勤務を選択することも可能です。</p> <p>① 8：00～16：30 ② 8：30～17：00 ③ 9：30～18：00 ④ 10：00～18：30 ⑤ 10：30～19：00</p> <p>(2) 休憩時間 45分（就業時間が8時間を超える場合は追加15分付与）</p> <p>(3) 休日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日並びに年末年始（12/29～1/3）</p> <p>(4) 給与 月給日給制（諸手当（通勤手当、時間外勤務手当、賞与、住宅手当等）があります。）</p> <p>ア 60歳以下の方 ・独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程に基づき支給 ・本俸+特別都市手当（一律支給） 253,220円 ～ 288,640円 ・賞与 年2回、賞与月数 計4.5ヶ月分（見込）</p> <p>イ 60歳を超える方</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人環境再生保全機構継続雇用職員就業規則に基づき支給 ・本俸+特別都市手当（一律支給） 237,050 円 ・賞与 年2回、賞与月数 計2.35ヶ月分（見込） <p>ウ 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与は、人事院勧告等により変更となる可能性があります。 ・諸手当の支給には条件があります。 ・給与及び賞与は、採用時期により調整があります。 <p>(5) 休暇</p> <p>ア 年次休暇 年間20日</p> <p>イ 特別休暇（慶弔、育児、介護、夏季等）</p> <p>ウ 生理休暇等</p> <p>エ 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用時期により調整があります。 <p>(6) 社会保険</p> <p>健康保険、厚生年金、雇用保険等</p> <p>(7) 時間外労働</p> <p>有（月平均10時間程度）（機構全体平均10時間程度）</p> <p>(8) その他</p> <p>テレワーク（在宅勤務）制度があります。</p> <p>外勤があります。</p>
9. 仕事の内容	<p>(雇入れ直後)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 電話・窓口での問い合わせ・相談対応（フリーダイヤル、受付窓口） (2) 申請書類の受付、書類整備、審査 (3) 関係機関への各種照会・資料収集（医療機関、法務局、労働基準監督署など） (4) 医学的判定を行う環境省の委員会資料準備、当日対応（月5回程度） (5) 申請者への結果通知の送付、審査終了案件の資料返却 (6) その他（1）～（5）に付随する業務 (7) 上記に掲げる業務のほか、その他指揮命令者の指示に従い必要な業務を行う。 <p>(変更の範囲)</p> <p>なし</p>
10. 学歴	不問
11. 求める人物像	<ol style="list-style-type: none"> (1) 次の経験・資格のいずれかを有する方（①～③のいずれかに該当すること）

	<p>①医療事務等の医療に関連する資格を有する方</p> <p>②医療機関での実務経験（医療事務、医療ソーシャルワーカー、 治験事務、看護師、臨床検査技師等）を有する方</p> <p>③公的機関等での申請受付及び審査業務の経験を有する方</p> <p>(2) 業務システムの入出力、Word 文書作成、Excel データ整理などの 作業に支障がない方</p> <p>(3) コミュニケーションをとりながら仕事ができる方</p> <p>(4) 相手の立場に立って柔軟に対応できる方</p>
12. 必要な免許資格等	<p>(1) 同上（上記 11 に同じ）</p> <p>(2) Microsoft Office（主に Word、Excel、PowerPoint 等）、ウェブ ブラウザ（Microsoft Edge、Google Chrome）等のソフトウェアの 操作が可能であり、スムーズかつ迅速に文書、表等の作成が可能で あること。また、単なるパソコンでの清書のみならず、指示に基づ いて自ら文書・表等を作成することが可能であり、Excel について は、平易な関数(SUM 関数、ROUND 関数等)が使用できること。</p>
13. 募集期間	随時
14. 採用試験	書類選考の後、総合適性検査及び面接試験 ※書類選考を通過した方のみ総合適性検査をご案内します。
15. 採用時期	応相談
16. 応募にあたっての留意事項	<p>(1) 応募者は、後述の書類を書類送付先へ送付してください。履歴書等 を送付する際は、「石綿健康被害救済部申請課スタッフ応募」と封 筒表面に朱書きしてください。メールによる送付の場合には、電子 データを書類送付先メールアドレスまで送信してください。</p> <p>ア 履歴書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市販の履歴書を使用し、写真を添付してください。 ・履歴書内に「<u>石綿健康被害救済部申請課スタッフ応募</u>」と記入 してください。 ・履歴書内に自身のメールアドレスを記入してください。 <p>イ 職務経歴書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「12. 必要な免許資格等」を踏まえ、該当する内容記入してくだ さい。 <p>ウ 資格証の写しなど</p> <p>(2) 採用試験のための交通費は、自己負担とします。</p> <p>(3) 応募書類は当機構の採用選考業務にのみ利用し、その他の目的に は一切使用しません。採用にいたらなかった場合も応募書類は返 却しませんが、個人情報であることに留意して適切な方法で廃棄 します。</p> <p>(4) 選考内容に関するお問合せには、一切お答えできません。</p>

【石綿健康被害救済業務の概要】

石綿による健康被害の救済に関する法律は、石綿（アスベスト）による健康被害を受けた方及びそのご遺族に対し、医療費等の救済給付を支給する措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として、平成 18 年に制定されました。

救済給付を受けるためには、指定疾病（中皮腫、肺がん等）にかかった旨の認定を機構から受ける必要があります。この認定申請に必要な資料として、申請者等から、診断書や診断根拠となった放射線画像、各種検査報告書、病理標本等が提出され、機構は提出された医学的資料により、環境大臣に医学的判定の申出を行います。環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて医学的判定を行い、その結果を機構に通知します。機構はこの医学的判定に基づき認定等を行い、認定された方等に対して救済給付を支給しています。

制度の詳しい内容は、ホームページで紹介しています。

独立行政法人環境再生保全機構ホームページ URL : <https://www.erca.go.jp>

【書類送付先・問合わせ先】

独立行政法人環境再生保全機構

石綿健康被害救済部申請課（担当：鎌田、本多）

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

ミューザ川崎セントラルタワー 8 F

メールアドレス：shinseika-saiyo@※erca.go.jp

（メールを送る際は「※」を消してください。）

電話：044（520）9616